

議案第50号

三田市行政評価条例の制定について

三田市行政評価条例を次のとおり定める。

平成27年6月5日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市行政評価条例

(目的)

第1条 この条例は、三田市まちづくり基本条例(平成24年三田市条例第35号)第44条の規定に基づき、行政評価に関する基本的な事項を定めることにより、総合計画に基づく戦略的な行政運営を図るとともに、市民の視点に立った効率的で質の高い市政を推進し、市民満足度の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (2) 行政評価 行政活動の全般について、実施の効果を分析するなどして、検証を行うことをいう。

(行政評価の基本方針)

第3条 行政評価は、市民の行政需要や施策等の効果の適切な把握に基づき、当該行政活動の特性に応じた合理的な手法を用いて客観的に行うこととする。

- 2 実施機関は、行政評価の結果を踏まえて、行政活動の改善や行政資源の有効な配分に努め、成果を重視した行政運営を進めなければならない。
- 3 実施機関は、行政評価の過程に市民意見を聴く機会を設け、行政評価に活かすよう努めなければならない。
- 4 実施機関は、行政評価に関する情報をわかりやすく公表し、市民の市政への関心と信頼が高まるよう努めなければならない。

(行政評価計画)

第4条 実施機関は、毎年度、市の財政状況、社会経済情勢等を踏まえて、次の事項を内容とする行政評価計画を定め、公表するものとする。

- (1) 行政評価の対象
- (2) 行政評価の種類
- (3) 行政評価の手法
- (4) その他必要な事項

(評価の実施)

第5条 実施機関は、前条の行政評価計画に基づき行政評価を行うものとする。

2 実施機関は、行政評価を行うに当たっては、対象ごとに必要な基礎資料を作成し、自ら行政評価（以下「内部評価」という。）を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じて市民意見を聴くものとする。

3 実施機関は、前項の内部評価のうち、重要なものについて、三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第2号）第2条に規定する三田市行政評価委員会（以下「委員会」という。）による検証（以下「外部評価」という。）を踏まえて、内部評価の見直し（以下「評価見直し」という。）を行うものとする。

4 前項の外部評価の対象は、実施機関が委員会の意見を聴いて決定する。

5 実施機関は、外部評価の内容及び評価見直しの結果を公表するものとする。

(市長の調整)

第6条 市長は、他の実施機関に対し、行政評価に関する報告を求め、又は助言を行うことができる。

(条例の見直し)

第7条 市長は、行政評価の推進に資するため、委員会の意見等に基づいてこの条例の運用状況を検証し、必要に応じて見直しを図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、既に実施されている平成27年度の行政評価の手続は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(三田市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

3 三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長の部三田市まちづくり基本条例行政評価検討委員会の項を次のように改める。

三田市行政評	(1) 三田市行政評価条例（平成	6人以内	2年
--------	------------------	------	----

<p>価委員会</p>	<p>27年三田市条例第 号。) 第5条第3項に規定する外部評価に関すること。 (2) 行政評価の見直しについて意見を述べること。</p>		
-------------	---	--	--

(三田市まちづくり基本条例の一部改正)

- 4 三田市まちづくり基本条例（平成24年三田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第44条第1項中「施策及び事業」を「施策や事業」に、「評価」を「行政評価」に、「改善及び見直し」を「改善や見直し」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 行政評価の手續その他必要な事項は、三田市行政評価条例（平成27年三田市条例第 号）で定めるところによります。

第44条第3項及び第4項を削る。